

令和5年度 さいたま市運賃協議会
議事録

□日時：令和6年2月2日（金）16時00分～16時30分

□場所：岩槻区役所 4階 第3会議室

□配布資料

- ・次第
- ・名簿・席次表
- ・資料1：岩槻区河合地区乗合タクシーの運賃について
- ・資料2：道路運送法第9条第5項に基づき提出された意見
- ・資料3：道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書（案）

□出席者名

- | | |
|-----------------------------|-------|
| ・株式会社岩槻タクシー 取締役 | 吉田 永舜 |
| ・さいたま市自治会連合会 会長 | 松本 敏雄 |
| ・さいたま市都市局 都市計画部長 | 本多 建雄 |
| ・国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局 首席運輸企画専門官 | 中山 俊夫 |
| ・蓮田市 都市整備部 参事兼都市計画課長 | 金子 克明 |

1. 開会

【事務局】

- 令和 5 年度さいたま市運賃協議会を開会する。初開催となるので各委員を紹介する。
(委員の紹介)
- 本日大塚委員は欠席である。大塚委員には、事前に本協議会の協議事項について、意見聴取をしているため後ほど紹介する。
- 本日の配布資料について、確認する。

(資料確認)

- 本協議会の位置づけを簡単に説明する。先日開催した「第 2 回さいたま市地域公共交通協議会」において、協議運賃制度が変更になった報告をする際に用いた資料 1 を参照いただきたい。資料にある通り、令和 5 年 4 月に改正された道路運送法が令和 5 年 10 月に施行されたことに伴い、運賃等の協議を行う際は道路運送法第 9 条第 4 項で規定する協議会において、協議を行うこととされた。それを受け、この度「さいたま市運賃協議会」を新設した。
- 本協議会の開催にあたり、道路運送法第 9 条第 5 項で規定されているとおり、住民、利用者、その他利害関係者の意見を反映させるため、さいたま市の広報紙などにおいて意見募集を行った。その結果は後ほど紹介する。中山委員、補足があればお願いしたい。

【中山委員】

- 法改正された経緯を説明する。今まで運賃の協議は、さいたま市地域公共交通協議会で対応できていたが、複数の事業者が参加する協議会の中で運賃を協議することが、独占禁止法上のカルテル、不当な取引制限に当たる可能性があり、当該事業者のみが参加できる運賃協議会を法的に位置付けたところである。

【事務局】

- これより議事に移らせていただく。
- 進行については、さいたま市運賃協議会設置要綱に基づき、会長が議長となるため、本多会長にこれからの会議の進行をお願いしたい。

【本多会長】

- さいたま市運賃協議会設置要綱の規定により、議長を努めさせていただく。円滑な運営に御協力をお願いしたい。
- 委員の出席状況について、事務局より報告をしてください。

【事務局】

- 委員の出席状況について、本日は 6 名の委員中 5 名の方が出席されている。

【本多会長】

- 続いて、本日の会議の公開について諮りたい。本日の議事に関して、非公開事項に該当した案件があるか、事務局から報告をしてください。

【事務局】

- 本日の会議において、非公開事項に該当する案件はない。

【本多会長】

- 事務局から、本日は非公開事項に該当する案件がないとのことであったので、本日の会議を公開で行いたい、よろしいか。

(出席者全員一致で了承)

【本多会長】

- それでは、本日、会議は公開とする。事務局は、傍聴者について報告してください。

【事務局】

- 本日の傍聴者はありません。

【本多会長】

- 傍聴者はいないとのことなので、これより議事に入らせていただく。
- 議事の「岩槻区河合地区乗合タクシーの運賃について」事務局から説明をしてください。

2. 議事

(1) 岩槻区河合地区乗合タクシーの運賃について

【事務局】

「岩槻区河合地区乗合タクシーの運賃について」を説明

【本多会長】

- 事務局の方から岩槻区河合地区の乗合タクシーの運賃について説明があった。説明に対して、御意見御質問等をお願いしたい。

【松本委員】

- さいたま市と蓮田市が一体となった新たな取り組みと考える。説明は、今まで地域公共交通協議会で議論してきたことを考慮しながら、詳細な検討を行ってきたことが分かった。
- 蓮田市より、この新たな取り組みについて、御意見があればお聞かせいただきたい。

【金子委員】

- 廃止となるバス路線は、さいたま市の岩槻区と蓮田市を結んでおり、乗合タクシーという形で存続できることをありがたく思っている。今回はさいたま市の「コミュニティバス等導入ガイドライン」に沿って乗合タクシーが導入されるということで、蓮田市も応分の費用負担をする形で、地域の交通を一緒に育てていきたいと考えている。

【事務局】

- 本日欠席されている蓮田市自治連合会の大塚委員から、「意見なし」との御回答をいただいていることをここで報告させていただく。

【本多会長】

- 岩槻区河合地区乗合タクシーの運賃を、事務局から説明があったとおり一律 300 円（大人）とし、「道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる協議が調っていることの証明書」を発行することについて諮りたい。

（出席者全員一致で了承）

- 岩槻区河合地区乗合タクシーの運賃について議決された。
- 以上で、本日の議事を終了する。

3. 閉会

【事務局】

- これをもって、令和5年度さいたま市運賃協議会を閉会する。

以上